

## **[事案 28-91] 手術給付金支払請求**

・平成 28 年 11 月 23 日 和解成立

### **<事案の概要>**

前立腺癌治療のため、放射線治療をし、給付金を請求しようとしたところ、放射線治療給付金は、60 日間ごとを同一放射線治療期間として 1 回の給付を限度とするものだと伝えられたが、募集人からは放射線照射 1 回につき 5 万円出るとの誤説明を受けていたなどとして、放射線照射回数分の放射線治療給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 1 月に契約した引受基準緩和型医療保険について、以下の理由により、放射線照射 36 回分計 180 万円の放射線治療給付金の支払いを求める。

- (1) 募集人から十分な説明を受けていない。募集人から放射線治療も付けてあるとの説明はあったものの、その具体的な給付金額の説明はなかった。
- (2) 前立腺癌が発覚したため、募集人に話をしたところ、放射線治療は、1 回につき 5 万円の給付金が出ると複数回言われ、過大な期待をもたされた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 生命保険契約は附合契約であるため、仮に申立人が主張する事実があったとしても、当社は本件契約にもとづき放射線治療給付金 180 万円を支払うことはできない。
- (2) 募集人が放射線照射 1 回につき放射線治療給付金が 5 万円支払われる旨の誤った説明をした事実はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容・対応に不十分な点があったかどうかなど契約締結時および給付金請求時における状況を把握するため、申立人、申立人の配偶者および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、放射線照射回数分の放射線治療給付金の支払いはいずれも認められないが、申立人らが、放射線照射 1 回につき 5 万円の給付金の支払いを受けられると期待していることを認識しながら、1 か月以上もの間、正確な給付金額を伝えることを怠った募集人には問題があることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。